

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 1 日

各 都道府県人工透析担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

被災地の透析患者等の受入体制の確保等について（協力依頼）

御了知のとおり、令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震による被害により、今後、被災地域で透析患者に対し、透析医療の提供体制が極めて困難な状況となり、多くの透析患者を被災地域外へ移送し、透析医療の提供を確保する必要性に迫られる可能性が高まっています。

また、被災地域の透析患者の受け入れについては、透析医会等の協力により調整が進められているところであります。

こうした中で、被災地域以外の透析患者の受入医療施設や患者等が長期に滞在する宿泊施設の確保についても、併せて必要となる可能性があります。

つきましては、今後、被災地からの透析患者の受入施設及び患者等の宿泊施設の確保及び受入に係る調整等について、特段の御配慮・御協力の程よろしくお願い申し上げます。

**【照会先】**

厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課  
電話：03-3595-2192